

平成21年度包括外部監査結果等措置状況 (H26.09)

監査対象事件		所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数		
テーマ1	盛岡市中央卸売市場の経営状況について	中央卸売市場業務課	監査結果	18	18	-	0		
		管財課	監査結果	2	2	-	0		
		契約検査課	監査結果	6	6	-	0		
		共通	監査結果	2	2	-	0		
		テーマ1 計			28	28	0	0	
テーマ2	公の施設の管理運営について	行政経営課	監査結果	16	16	-	0		
		財政課	監査結果	3	3	-	0		
		文化国際室	監査結果	9	9	-	0		
		スポーツ推進課	監査結果	8	8	-	0		
		観光課	監査結果	3	3	-	0		
		公園みどり課	監査結果	11	11	-	0		
		歴史文化課	監査結果	1	1	-	0		
		小計(監査結果)			51	51	0	0	
		文化国際室	参考意見	2	2	-	0		
		小計(参考意見)			2	2	0	0	
		テーマ2 計			53	53	0	0	
テーマ3	平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証	H19	市民税課	監査結果	13	13	-	0	
			資産税課	監査結果	9	8	0	1	
			納税課	監査結果	9	8	0	1	
			健康保険課	監査結果	8	8	-	0	
			児童福祉課	監査結果	11	11	-	0	
			建築住宅課	監査結果	3	3	-	0	
			共通	監査結果	12	12	-	0	
			小計(監査結果)			65	63	0	2
			共通	参考意見	1	1	-	0	
			小計(参考意見)			1	1	0	0
		H20	教育委員会総務課	監査結果	8	8	-	0	
			上下水道部計※	監査結果	8	3	0	5	
			行政経営課	監査結果	1	1	-	0	
			財政課	監査結果	2	0	0	2	
			資産管理活用事務局※	監査結果	11	6	0	5	
			小計(監査結果)			30	18	0	12
			職員課	参考意見	5	5	-	0	
			財政課	参考意見	7	5	0	2	
			契約検査課	参考意見	3	3	-	0	
			会計課	参考意見	1	1	-	0	
行政経営課	参考意見	1	1	-	0				
共通	参考意見	2	2	-	0				
小計(参考意見)			19	17	0	2			
テーマ3 計			115	99	0	16			
テーマ1～テーマ3 総合計				196	180	0	16		

※組織改編により、関係課を集約している。

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	19年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
140	<p>② 事務の効率化について</p> <p>ア) 登記情報の入手方法について （措置の方向性について）</p> <p>登記情報の電子データでの入手は実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>盛岡地方法務局の意向によるところが大きいですが、今後も、事務の簡素化、事務の正確性を向上させることができるものであり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的に働きかけを行われたい。</p>	<p>今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国・県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>平成23年度に盛岡地方法務局と協議し、法務局から盛岡市への登記情報及び盛岡市から法務局への固定資産価格通知の一括通知について、電子データでの情報入手及び価格通知を行うことを合意しました。</p> <p>26年度はコンビニ収納導入のためのシステム改修や納税通知書の様式変更を優先し予算化したことから、電子データによる情報入手等の予算措置を見送り中断しております。</p> <p>今後、本市においては固定資産税に係るシステム改修はマイナンバー制度導入への対応を優先して行う必要があり、また、マイナンバー制度導入に伴い、法務局との情報交換等の運用が変わる可能性もあることから、登記情報のデータ入手については、その動向も踏まえつつ、費用対効果を考慮しながら検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	19年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
152	<p>⑦ 納付機会の拡大について （措置の方向性について）</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はでない可能性がある。他都市の事例や効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり一定の措置がなされている。</p> <p>そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。</p>	<p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>ゆうちょ銀行窓口納付化、クレジット収納、携帯端末を使用した納付等の納付機会拡大についても、他市や事業者等からの情報を収集し、費用対効果の検証を行うなど、実施の可能性につき引き続き検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（納税課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
200	<p>② 維持管理計画の策定 （措置の方向性について）</p> <p>維持管理方針については、下水道部内では検討が進められ、平成21年度中には決定を予定している。また、22年度から順次実態調査を実施し、23年度から順次維持管理計画を策定する予定で21年度中に予備調査を完了する予定である。維持管理の方針及び維持管理計画の策定に向けた取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討されたい。また、上記の取り組みについては、市内の一部を対象とするものであり、市内全域をカバーするためには今後も継続的に同様の作業を進める必要がある。</p>	<p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（施設管理課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>平成21年度に策定した『維持管理方針』に基づき、下水道管路施設維持管理計画の検討を行っております。</p> <p>また、市内全域の計画的な修繕と長寿命化計画をすみ分けした計画策定を引き続き進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（下水道整備課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
202	<p>③ 維持管理計画の評価とマネジメントサイクル （措置の方向性について）</p> <p>維持管理計画の評価とマネジメントサイクルについて、維持管理計画を策定することが目的ではなく、計画をいかに実行するかを検討しており、計画の評価やマネジメントサイクルの考え方の必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>維持管理計画は平成23年度に策定される予定であるが、その前提となる維持管理方針の策定時に職員研修を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。</p>	<p>今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討してまいります。</p> <p>（業務課，施設管理課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>上下水道局職員研修実施計画に基づき実施する職員研修や上下水道局アセットマネジメント検討委員会の活動により、職員の意識改革に取り組んでおります。</p> <p>平成26年度にはアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定することとしており、経営計画の進行管理に維持管理計画が包括される仕組みを検討してまいります。</p> <p>（経営企画課，下水道整備課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
203	<p>④ 維持管理に係る経費の最少化の検討 （措置の方向性について）</p> <p>維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定時に、個々の工事ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法の精緻化を行うべきである。</p>	<p>今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法について検討してまいります。</p> <p>（業務課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>平成24年度に菜園・内丸地区の管渠施設の一部及び中川原終末処理場中央監視制御棟の電気設備更新と建築付帯設備更新に係る長寿命化計画を策定し、その中で、処理場廃止に伴う処理能力の見直し及び高効率機種を採用する等、省エネ性を考慮したライフサイクルコストの算定を行っております。</p> <p>25年度は上記長寿命化計画に基づき、施設更新に係る詳細設計を行っております。</p> <p>今後も順次、長寿命化計画の拡張を進め併せてライフサイクルコストの算定を行ってまいります。また、維持管理計画と長寿命化計画が連動し、中・長期的な経営計画に包括される仕組みの構築を引き続き検討してまいります。</p> <p>（経営企画課、下水道整備課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
208	<p>⑦ 劣化傾向の把握 （措置の方向性について）</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修繕が必要な個所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言いがたく、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成23年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要である。このため、平成22年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。</p>	<p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討してまいります。</p> <p>（施設管理課、業務課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>劣化傾向の把握については、下水が利用されている環境により異なることから、一概に結論を出すことは難しい状況ですが、通常の維持管理業務における不明水対策において、劣化状況の把握を行っております。</p> <p>また、平成20年度から23年度には、菜園及び内丸地区の長寿命化計画策定のため、管渠調査により劣化状況の把握を行っております。</p> <p>25年度には河南地区の標準耐用年数（50年）を経過した管渠等についても調査を行っており、劣化状況や劣化傾向の把握を行っております。</p> <p>（下水道整備課、下水道施設管理課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
209	<p>⑧ 受益者負担の検討 （措置の方向性について）</p> <p>受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p>（現時点の措置状況について）</p> <p>今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではないかと考える。</p>	<p>対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。 （業務課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>経営体質の強化を図るため、厳選した建設投資により資本費の負担を圧縮するほか、計画的な修繕を進めるため、長寿命化計画の策定とアセットマネジメントによる更新需用の把握に努めております。</p> <p>平成26年度にはアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定し、適正な受益者負担について引き続き検討してまいります。 （経営企画課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
212	<p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定 (措置の方向性について)</p> <p>施設管理に係る中長期計画の策定については、(1)にある維持管理方針の策定に合わせ、予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく、確実に実施するためには、予算との連携が必要であり、取り組みは評価できる。今後は、施設関連費用を縮減するとともに、中長期にわたる費用の平準化を図り、市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現状では、計画策定に必要なデータの種類が明確でなく、データそのものも不足し、シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か、早急に、整理する必要がある。</p>	<p>実効性のある計画となるよう留意しながら、必要なデータの精査、収集等も含め、計画の策定に向けた検討を継続してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。</p> <p>現在、この基本方針を基に、施設管理に係る中長期計画を含めた計画として、「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定中であり、26年中に策定予定です。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
215	<p>(4) 固定資産台帳の整備 (措置の方向性について)</p> <p>固定資産台帳の整備については、現在、公会計制度改革への対応として、台帳整備に向け、庁内プロジェクトチームを立ち上げ検討しており、作成に向け取り組んでいると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>台帳作成に向け取り組んでいる状況であるが、台帳は整備することも大切であるが、活用してこそ意味があるものである。このため、作成においては、活用を念頭に置き、必要に応じ専門的な知識を有する者に助言を求めるべきである。</p>	<p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産税台帳は公会計制度改革庁内プロジェクトチームにより、段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>固定資産台帳は公会計制度改革庁内プロジェクトチームでの検討を行いながら段階的に整備を行っております。平成25年度は昨年度までに終了した土地（道路用地を除く）に続いて、施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから作業をいったん中断しておりました。</p> <p>この度、総務省から「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の公表についてが、平成26年9月30日付けで新整備基準として示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	措置計画	措置状況（担当課）
216	<p>(5) 施設に関する情報の整備 (措置の方向性について)</p> <p>施設に関する情報の整備については、固定資産台帳の整備に合わせ、整備ができるかどうかを検討中である。全庁的にマネジメント進めていくためには、施設管理に責任を持つ部署を決定したうえで、データとして一元管理できるようにすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>関係課で意見交換を行っており、翌年度からプロジェクトの立ち上げを予定している。</p>	<p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>(財政課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>固定資産台帳は公会計制度改革庁内プロジェクトチームでの検討を行いながら段階的に整備を行っております。</p> <p>平成25年度は昨年度までに終了した土地（道路用地を除く）に続いて、施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから作業をいったん中断しておりました。</p> <p>この度、総務省から「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の公表についてが、26年9月30日付けで新整備基準として示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>(財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
217	<p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み (措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方はなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全庁的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全庁に考え方を示すべきである。</p>	<p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。</p> <p>現在、この基本方針を基に、ライフサイクルコスト縮減も含めた計画として、「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定中であり、26年中に策定予定です。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
219	<p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し (措置の方向性について)</p> <p>規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポートする必要がある。</p>	<p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。</p> <p>現在、この基本方針に基づき「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定中であり、26年中に策定予定であります。計画策定時点で要綱のあり方についても併せて検討することとしております。</p> <p>また専門知識を有する部署として、技術的な側面から、今後も積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
221	<p>(10) 安全点検の実施とその対応 (措置の方向性について)</p> <p>安全点検の実施とその対応について、安全性に課題があるものについては、早急に対処すべきであり、対処がやむを得ず遅れる場合には、利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると、他の部局においても同様のケースがあると考えられる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p>	<p>法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認し、措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。</p> <p>措置の状況の公表について、今後検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>法令に基づく定期的な施設点検の結果、措置が行われていないものがあった場合は計画的に措置してまいります。</p> <p>また、措置の状況の公表については、「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定中であり、この計画策定と併せて検討を進めてまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局，教育委員会総務課，経営企画課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
223	<p>(12) 耐用年数の設定 (措置の方向性について)</p> <p>耐用年数の設定については、現在、全庁的な維持管理方針の策定に向け、関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり、特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには、施設の耐用年数を設定する必要があるため、維持管理方針の策定に併せ、耐用年数の設定を行うべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では、維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため、早急に、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>	<p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて、施設の耐用年数の設定について検討してまいります。 (行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>全庁的な施設管理方針として平成25年6月「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」を策定しました。 現在、この基本方針に基づき、耐用年数の設定も含めた計画として、「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定中であり、26年中に策定予定です。 (資産管理活用事務局)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
236	<p>(イ) 内部統制の整備 (f) 固定資産台帳の整備 (措置の方向性について)</p> <p>公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討を予定している。</p> <p>固定資産台帳の整備にあたっては、その利用方法についても十分に検討し、現品との突合が可能な固定資産台帳を整備する必要がある。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>21年度では、総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表したほか、固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備に取り掛かった点は評価できる。</p>	<p>公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めて参ります。</p> <p>(財政課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>固定資産台帳は公会計制度改革庁内プロジェクトチームでの検討を行いながら段階的に整備を行っております。</p> <p>平成25年度は昨年度に終了した土地（道路用地を除く）に続いて、施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから作業をいったん中断しておりました。</p> <p>この度、総務省から「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の公表についてが、26年9月30日付けで新整備基準として示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p>(財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度および平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	措置状況（担当課）
245	<p>(I) 透明性の確保 (c) 会計制度の整備 (措置の方向性について)</p> <p>公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>21年度は、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。</p>	<p>公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに、複式簿記の導入に向け取り組んでまいります。</p> <p>(財政課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>複式簿記の導入に向けて、プロジェクトチームでの検討を行いながら資産台帳の整備に取り組んでおります。</p> <p>平成25年度は昨年度に終了した土地（道路用地を除く）に続いて施設に係る台帳整備を実施する予定としておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから作業をいったん中断しておりました。</p> <p>この度、総務省から「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の公表について」が、26年9月30日付けで新整備基準として示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>それ以外の資産についても順次台帳整備を図る計画としており、引き続き複式簿記の導入への取り組みを進めてまいります。</p> <p>(財政課)</p>

平成22年度包括外部監査結果等措置状況（H26.09）

監査対象事件	所管課	区分	指摘等数	措置済数	今回措置件数	未措置数	
清掃事業に係る事務の執行等について	資源循環推進課	監査結果	5	5	-	0	
	廃棄物対策課	監査結果	5	5	-	0	
	収集センター	監査結果	2	2	-	0	
	クリーンセンター	監査結果	5	5	-	0	
	リサイクルセンター	監査結果	3	3	-	0	
	税務住民課	監査結果	1	1	-	0	
	共通	監査結果	5	5	-	0	
	小計（監査結果）			26	26	0	0
	資源循環推進課	参考意見	8	7	1	0	
	廃棄物対策課	参考意見	5	4	0	1	
	税務住民課	参考意見	1	1	-	0	
	クリーンセンター	参考意見	2	2	-	0	
	行政経営課	参考意見	1	1	-	0	
	共通	参考意見	2	2	-	0	
	小計（参考意見）			19	17	1	1
計			45	43	1	1	

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
33	<p>Ⅲ. 一部事務組合への負担金等の支出について 容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて</p> <p>容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを市民全体に認知してもらえることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。</p>	<p>玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>事業主体である岩手・玉山環境組合が中心となり、玉山区、岩手町での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業導入に向け、関係三者による分別収集拡大の協議を継続してまいりましたが、減量効果や収集運搬体制等の調査検証を目的とした一部地域を対象としたモデル事業実施について、検討を進めております。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	<p>VI. 資源ごみの回収事業 資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について</p> <p>集団資源回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。</p> <p>今後は、収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。</p>	<p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしており、経済合理性の観点から検討を行う予定はありません。</p> <p>行政回収については、収集品目の混載など収集方法の多様な可能性を検証しながら収集コストの把握を行うとともに、コスト試算の方法等、定期的な検討方法の検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">(資源循環推進課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、現在も資源集団回収を積極的に推進してきているところでございます。</p> <p>また、資源のごみの収集コストにつきましては、毎年試算を行っており、その結果を基に収集方法の見直しやコストの削減に向けて取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後につきましても資源収集量の増加とそれに伴う可燃ごみの減量を最重要目的として、他自治体の例やモデル試行等を通じて、定期的な情報収集と分析による検証・見直しを含め、市民協働による資源収集を推進してまいります。</p> <p style="text-align: center;">(資源循環推進課)</p>

平成23年度包括外部監査結果等措置状況（H26.09）

監査対象事件	所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数	
盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について	介護高齢福祉課	監査結果	4	3	0	1	
	高齢者支援室	監査結果	11	11	-	0	
	総務課	監査結果	1	1	-	0	
	行政経営課	監査結果	1	1	-	0	
	行政経営課・高齢者支援室	監査結果	1	1	-	0	
	小計（監査結果）			18	17	0	1
	介護高齢福祉課	参考意見	1	1	-	0	
	高齢者支援室	参考意見	7	7	-	0	
	地域福祉課	参考意見	1	1	-	0	
	財政課	参考意見	1	0	0	1	
	行政経営課・高齢者支援室	参考意見	3	3	-	0	
	小計（参考意見）			13	12	0	1
	計			31	29	0	2

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成23年度）

テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
62	<p>第3 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見</p> <p>Ⅲ. 介護保険料の徴収事務の執行について</p> <p>3 監査結果</p> <p>(1) 普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について（指摘事項1）</p> <p>第1号被保険者の保険料基準額の算定に予定保険料収納率が用いられることから、介護保険料収納率の悪化は将来の介護保険料の上昇のひとつの大きな要因となると考えられ、被保険者全体に、これまでも増して介護保険料の重い負担がかかってくる懸念される。</p> <p>したがって、保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す2つの方策を検討すべきである。</p> <p>① 滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること</p> <p>② 滞納処分を実施すべきこと</p>	<p>近年の収納率の低下につきましては、市町村等各保険者共通の課題となっていることから、専門スタッフを採用した場合の有効性も含め、収納率向上対策について、中核市等の例を参考にしながら、検討してまいります。</p> <p>滞納処分につきましては、滞納処分の対象とする者の条件や実施方法等について、中核市等の例を参考にしながら、取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（介護高齢福祉課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>① 滞納保険料徴収については、平成26年4月にコールセンターによる電話催告業務委託契約を締結し、5月から業務を開始しました。</p> <p>② 滞納処分における交付要求については24年度から取り組んでおり、差押えについては対象者の条件や実施方法等を関係課と協議を進めているところであり、26年度中に実施したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">（介護高齢福祉課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成23年度）

テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
95	<p>(2) 土地及び建物の管理について (意見事項12)</p> <p>高齢者福祉施設に係るすべての土地及び建物につき帳票として出力した「財務会計システム」内の「公有財産管理」（財産台帳）を閲覧した結果、「評価額」の欄には、ほとんどの資産につき記載が無かった。市では、関係課で公有財産全体にわたる財産台帳の整備を進めているところとのことであり、早急な財産台帳の整備が望まれる。</p>	<p>平成22年度から財務書類の充実を図るため、庁内関係課と連携して資産評価に取り組んでいるところです。</p> <p>23年度は道路用地を除く土地の評価作業を行っており、次年度以降も計画的に評価作業を行い、財産台帳の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>平成24年度は道路用地を除く土地の評価作業を行い、25年度は建物について評価作業を行うこととしておりましたが、国で新たな基準を設ける予定となったことから作業をいったん中断しておりました。</p> <p>この度、総務省から「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の公表について」が、26年9月30日付けで新整備基準として示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>それ以外の道路用地等の財産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

平成24年度包括外部監査結果等措置状況（H26.09）

監査対象事件	所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数	
土地区画整理事業に係る事務の執行について	盛岡南整備課	監査結果	4	4	-	0	
	市街地整備課	監査結果	2	2	-	0	
	盛岡南整備課 ・市街地整備課	監査結果	3	3	-	0	
	盛岡南整備課 ・契約検査課（共通）	監査結果	1	1	-	0	
	盛岡南整備課 ・市街地整備課 ・契約検査課（共通）	監査結果	1	1	-	0	
	小計（監査結果）			11	11	0	0
	盛岡南整備課	参考意見	2	2	-	0	
	市街地整備課	参考意見	3	3	-	0	
	盛岡南整備課 ・市街地整備課	参考意見	5	4	0	1	
	小計（参考意見）			10	9	0	1
	計			21	20	0	1

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成24年度）

テーマ：土地区画整理事業に係る事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
50	<p>V. 補償費について</p> <p>4. 監査結果</p> <p>(1) 補償基準について（意見事項8）</p> <p>市では「盛岡市土地区画整理事業移転補償実務マニュアル」を制定し、補償金の算定方法や損失補償基準について「共通仕様書」「標準書」に準拠する旨を示し運用している。ただ、同仕様書及び標準書は一般の公共事業に適用するための基準であり、土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準のすべてを定めたものではないことから不足事項を補うものとして実務的には「社団法人街づくり区画整理協会」が作成した「土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準（案）」、「同細則（案）」及び「算定要領」も参考に運用している状況である。</p> <p>これまで市の事務執行に特段の問題はなかったと思われるが、このように土地区画整理事業における補償業務を行う上で、実務上利用している街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」は市が正式な手続を経て承認されたものとなっていない。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の補償業務に関し補償金算定の拠る所を明確にするために、現「移転補償実務マニュアル」で不足している事項を網羅したマニュアルに改正することが望ましいと考える。</p>	<p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルに改正してまいります。</p> <p>（市街地整備課・盛岡南整備課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルを、平成26年度中の完成を目処に改正作業中です。</p> <p>（市街地整備課・盛岡南整備課）</p>

平成 25 年度 包括 外部 監査 結果 等 措置 状況 (H26.09)

監査対象事件	所 管 課	区 分	指 摘 等 件 数	措 置 済 件 数	今 回 措 置 件 数	未 措 置 件 数
テーマ 1 保育園、及び幼稚園の管理運営 事業に係る財務事務の執行につ いて	子ども未来課	監査結果	6	0	2	4
	〔教育委員会〕総務課	監査結果	2	0	2	0
	学校教育課	監査結果	3	0	3	0
	(共通)学務教職員課・学校教育課	監査結果	1	0	1	0
	小計 (監査結果)		12	0	8	4
	子ども未来課	参考意見	4	0	2	2
	学務教職員課	参考意見	2	0	0	2
	小計 (参考意見)		6	0	2	4
テーマ 2 内部統制の整備状況の有効性に ついて	道路建設課・工事関係課	監査結果	12	0	6	6
	契約検査課	監査結果	3	0	1	2
	小計 (監査結果)		15	0	7	8
	道路建設課・工事関係課	参考意見	4	0	2	2
	契約検査課	参考意見	10	0	9	1
	契約検査課・工事関係課	参考意見	1	0	0	1
	職員課	参考意見	1	0	1	0
	小計 (参考意見)		16	0	12	4
計			49	0	29	20

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
31	<p>指摘事項 1-1</p> <p>○ 滞納保育料に係る差押えについて</p> <p>滞納保育料については、「保育料滞納整理事務取扱基準」に従い、差押すべきものはするという対応が必要である。</p>	<p>滞納保育料については、「保育料滞納整理事務取扱基準」に差押えの前提となる財産調査に関する定めについて、項目を追加し、公平性の観点から、差押えすべきものは差押えるという対応を行ってまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>滞納保育料については、「保育料滞納整理事務取扱基準」に追加する財産調査に関する項目について、滞納金額による区分の調整や、交渉内容及び納付額等を勘案し、取扱基準について、作成を進めているところですが、この調査にかかる費用について、当初予算に計上されていないことから、今後、予算を調整の上、財産調査を実施し、対応してまいります。</p> <p>(子ども未来課)</p>
33	<p>指摘事項 1-2</p> <p>○ 預かり現金の取扱いについて</p> <p>保育所における預かり現金については、明確な取扱いルールがないため、預かることの可否を検討の上、取扱要領を定めルールに基づいた管理が必要である。</p>	<p>預かり現金については、現金を預かる行為の必要性から見直すとともに、必要と認められた場合の現金の預かりに関して、新たに取扱要領を定めて適切な管理を行ってまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>預かり現金については、現金を預かる行為の必要性について、各施設の状況を把握し見直す方法を検討しております。</p> <p>今後、必要と認められた場合の現金の預かりに関して、新たに取扱要領を定める予定としております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
35	<p>指摘事項 1-3</p> <p>○ 備品の管理について</p> <p>備品は、実在性、網羅性、正確性などに留意し、備品台帳により適切に管理する必要がある。</p>	<p>備品については、物品と備品台帳の照合を行い、正確な備品台帳を作成しました。</p> <p>今後は、取得、返納及び所管換え時の処理を適切に実施するとともに、定期的な確認作業のマニュアル化を図り、備品管理を周知徹底してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>備品については、物品と備品台帳の照合を行い、正確な備品台帳を作成し、取得、返納及び所管換え時の処理を適切に実施しております。</p> <p>定期的な確認作業のマニュアル化については、現在、マニュアルの作成に取り組んでおります。</p> <p>(子ども未来課)</p>
37	<p>指摘事項 1-4</p> <p>○ 公印使用に係る原議承認について</p> <p>公印を使用する場合には、「盛岡市公印規則」、及び「盛岡市公印取扱規程」に従い、適切に規定された手続を経る必要がある。</p>	<p>公印の取扱いについては、規則・規程に従って、適切に事務手続を実施してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>公印の取扱いについては、関係課と適切な事務手続の方法について、協議をしております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
44	<p>指摘事項 1-5</p> <p>○ 保育所別の収支管理について</p> <p>私立の保育所において財務諸表等の作成が義務付けられている一方で、公立保育所においては保育所毎の収支計算が行われていない。保育所毎の収支管理を行うことは、異常な支出、非効率な支出などの把握に有用であるため、保育所別の収支計算を行うべきである。</p>	<p>公立保育所の施設別の収入については、国より運営費相当分が交付税措置されているため、保育所別に管理することは難しいと考えられますが、支出については、児童福祉課が一括管理している項目の保育所別振り分けについて検討し、措置してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>公立保育所の施設別の支出については、子ども未来課が一括管理している項目を保育所別に振り分けし、施設別に支出の状況を把握しております。</p> <p>(子ども未来課)</p>
46	<p>指摘事項 1-6</p> <p>○ 時間外・休日勤務の集計について</p> <p>時間外・休日勤務の集計誤りについては、平成24年度中に内部統制が整備されているが、誤りを防ぐためには、内部統制の運用を徹底すべきである。</p>	<p>チェック漏れによるミスをなくすように、現在使われている様式に基づき、複数職員によるチェックを徹底してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>チェック漏れによるミスをなくすように、現在使われている様式に基づき、複数職員によるチェックを実施し、確認した者は、様式中の最終確認欄に押印することを徹底しております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p>指摘事項 2-1</p> <p>○ 備品の管理について</p> <p>備品は、実在性、網羅性、正確性などに留意し、備品台帳により適切に管理する必要がある。</p>	<p>備品管理台帳と現物の不一致については、監査結果に基づき是正しました。今後は、定期的に備品管理台帳と現物のチェックを実施し、備品管理を徹底いたします。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>備品管理台帳と現物の不一致については、各園で備品管理台帳と現物を照合し、台帳への記載、訂正、備品シールの貼付等を行い、是正しました。</p> <p>今後も、備品の取得、返納、所管換え等の処理を適切に実施するとともに、定期的に備品管理台帳と現物の照合を実施し、備品管理を徹底いたします。</p> <p>(学校教育課)</p>
60	<p>指摘事項 2-2</p> <p>○ 教育課程等の報告様式について</p> <p>各幼稚園から教育委員会への教育課程等の報告については、現状、各園独自様式となっているが、効果的かつ効率的に情報の収集整理を行うため、統一された報告様式を作成することが必要である。</p>	<p>必要な項目を定めた報告様式を作成し、各園長に通知、説明いたしました。平成26年度の計画書から、本様式での提出となります。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>必要な項目を定めた報告様式を作成し、平成25年度内に各園長に通知し、説明しました。</p> <p>また、26年度の計画書からは、各園とも統一した新しい様式で提出されております。</p> <p>(学校教育課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	<p>指摘事項 2-3</p> <p>○ 設置基準について</p> <p>太田幼稚園の園舎面積が、幼稚園設置基準を満たしていない状況となっているため、早急に改善を図る必要がある。</p>	<p>隣接する小学校施設の利用、園舎の増築等により、必要な面積を確保するよう検討してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>隣接する小学校施設の一部（物置）を幼稚園施設に変更することとして、盛岡市財務規則第 181条第 2項に基づく財産異動を行い、幼稚園設置基準を満たす園舎面積を確保しました。</p> <p>(総務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
64	<p>指摘事項2-4</p> <p>○ 幼稚園要覧等の報告・開示内容の統一性について 園児数や学級数の開示方法が統一されなければ、信頼性、比較可能性などを損なう結果となるため、情報の基準日の記載や開示情報の統一を図る必要がある。</p>	<p>幼稚園要覧における園児数等の記載方法については4園で統一し、4月末の数値を記載(数値の月日も明記)することとしました。平成26年度の要覧から適用いたします。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>幼稚園要覧における学級編成の記載方法については、実際の学級編制と一致させるようにいたします。</p> <p style="text-align: right;">(学務教職員課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>幼稚園要覧における園児数等の記載方法については4園で統一する方向で進めました。</p> <p>平成26年度の幼稚園要覧では、すべての幼稚園で基準日を明記しておりますが、一部の幼稚園で基準日の統一ができなかったことから、再度基準日の確認を行い、開示情報の統一の徹底を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p> <p>年齢に応じた組の数(4)と学級編制の数(1)が一致していなかったつなぎ幼稚園について、幼稚園要覧に「学級数は1」と明記しました。</p> <p style="text-align: right;">(学務教職員課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
66	<p>指摘事項 2-5</p> <p>○ 学校徴収金事務について</p> <p>学校徴収金事務については「学校徴収金事務取扱要領」を定めているが、幼稚園毎に運用方法が異なっており、また、物品購入時の園長決裁を受けていないなど不適切な運用がなされている事例がある。現金管理の重要性を再認識の上、取扱要領の適切な運用、及びその確認が必要である。</p>	<p>学校徴収金事務取扱要領の運用が適切に行われていることを確認する調査を行うものとします。</p> <p>また、必要に応じて手続に係る様式を定めるものとします。</p> <p>(総務課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>平成26年5月に学校徴収金事務取扱要領の運用が適切に行われていることを確認する調査を行い、不適切な運用がないことを確認しました。</p> <p>また、手続に係る様式については、各園で統一した様式で運用しております。</p> <p>(総務課)</p>
70	<p>指摘事項 2-6</p> <p>○ 学校評価に係る報告様式の統一性について</p> <p>園長は、幼稚園の評価を実施し公表することとなっているが、その報告様式は統一されておらず、比較可能性が損なわれている上、学校教育法施行規則第67条に規定される「学校関係者評価」が実施されていない状況となっている。学校関係者評価を含む評価手法、報告様式の統一を図る必要がある。</p>	<p>学校評価について、その内容と手順等について、4園の園長に説明し、平成26年度の学校評価から改善することとしました。内容については、「まなびフェスト」に示した項目を入れて自己評価、保護者アンケート等を行うこと、可能な範囲で学校関係者評価を行うことを確認しました。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>学校評価については、その内容と手順について、平成26年度の学校評価から改善しました。</p> <p>内容については、「まなびフェスト」を保護者等に示すとともに、示した項目を入れた自己評価、保護者アンケートを行うこと、可能な範囲で学校関係者評価を行うこととしました。</p> <p>(学校教育課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
19	<p>意見1-1</p> <p>○ 保育需要の把握について</p> <p>待機児童の解消に取り組むに当たり、保育環境の改善に伴う保育需要の顕在化も考慮に入れ、保育需要の全体的な規模を把握するよう努める必要があるものと考えられる。</p>	<p>保育需要については、平成25年12月に実施しました「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果などを踏まえて、潜在的ニーズも含め適切に把握してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>保育需要については、平成25年12月に実施しました「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果により、潜在的ニーズも含め把握したところであり、今年度中に策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」において、その確保方策を示すよう作業に取り組んでいるところであります。</p> <p>(子ども未来課)</p>
27	<p>意見1-2</p> <p>○ 収納率の向上について</p> <p>保育料の現年度収納率について、盛岡市と東北6県の県庁所在地の他市（青森市、秋田市、山形市、仙台市、福島市）を比較すると、盛岡市は青森市に次いで低い状況となっているため、現年度分の収納率の向上が必要と考えられる。</p>	<p>収納率の向上については、引き続き口座振替の推進を図るとともに、コンビニ収納等の導入により、納付環境の整備を推進してまいります。</p> <p>また、早期収納を進める観点から、納税課等が業務委託している「納税推進センター」の活用も検討してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>収納率の向上については、引き続き口座振替の推進を図るため、入所申込の際に口座振替依頼書の提出をお願いし、更なる推進を図っているところであり、コンビニ収納につきましては、平成27年4月から導入予定とし、現在、保育システムの改修を進めているところです。</p> <p>また、「納税推進センター」の活用につきましては、督促状等の発送状況を勘案しながら、費用対効果について、検証してまいります。</p> <p>(子ども未来課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
42	<p>意見 1-3</p> <p>○ 土地の無償貸付について</p> <p>保育所民営化に際しての土地の貸付は、可能な限り市の財産を有効に活用する観点から無償貸付という条件の必要性を再検討の上、原則として有償貸付とすることが必要と考えられる。</p>	<p>保育所民営化における土地の無償貸付については、盛岡市立保育所民営化計画の中で、民営化を推進する観点から無償貸付としており、今後においても無償貸付を基本としてまいります。他の自治体の状況等についても情報を収集してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>保育所民営化における土地の無償貸付については、盛岡市立保育所民営化計画の中で、民営化を推進する観点から無償貸付としており、今後においても無償貸付を基本としてまいります。今年度策定を予定しております第3次民営化実施計画作成に当たっては、他の自治体の状況等について調査し参考にしております。</p> <p>(子ども未来課)</p>
45	<p>意見 1-4</p> <p>○ 私立保育所の収支等の把握について</p> <p>私立保育所の収支等を把握することは、盛岡市全体の保育に関する事業の計画立案等に資するとともに、異常な支出、不効率な支出の把握に有用であるため、私立保育所の収支等の集計、分析等を実施することが必要と考えられる。</p>	<p>私立保育所の収支については、昨年度から、国の通知に基づき、保育所運営費の経理等をチェックしており、今後におきましても、財政状態等の必要な情報について把握してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>私立保育所の収支については、平成24度から、国の通知に基づき、保育所運営費の経理等をチェックしており、今年度におきましても、財政状態等の必要な情報について把握しております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
72	<p>意見2-1</p> <p>○ 保育料、及び入園料の見直しについて</p> <p>保育料、及び入園料は平成13年度に改定されているが、以後、その見直しは行われていない。受益者負担の適正化、及び私立幼稚園との格差是正の観点から定期的な見直しが必要なものと思われる。</p>	<p>保育料及び入園料について、10年以上見直しが行われていない実態を踏まえ、近隣市の例を調査し、適正な水準を捉え、見直しを検討いたします。</p> <p>(学務教職員課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>保育料及び入園料について、他都市の状況を調査しながら、平成28年度の園児募集に向けた見直しを現在検討中であります。</p> <p>(学務教職員課)</p>
75	<p>意見2-2</p> <p>○ 幼稚園の運営方針及び計画について</p> <p>公立幼稚園では園児数の減少により、集団学習の機会が減少するとともに、教員人件費の負担共有化が図れず、幼稚園運営の有効性、及び効率性が低下すると思われることから、園の廃止も視野に入れて幼稚園の適正配置に向けた検討を行い、地域・保護者との話し合いを進めていくべきである。</p>	<p>各園はその立地条件から民営化は困難と思われませんが、園児数の少ない幼稚園については、運営の効率化が困難だけでなく、教育に支障をきたすことも懸念されますので、統廃合に向けた検討について、地域・保護者の意見を聞きながら進めてまいります。</p> <p>(学務教職員課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>各幼稚園の保護者の意見を聴取するため、幼稚園ごとの懇談会を実施することとしております。</p> <p>(学務教職員課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
103	<p>2 内部統制の整備状況の有効性について 指摘事項 3-1 ○ 工事の情報管理に関する事項について</p> <p>「工事等に係る事務改善計画の運用について」には、「工事台帳」及び「工事契約発注変更一覧」により情報の統一を図るとされ、実際にこれらは作成されている。しかし、内部統制の目的から鑑み、組織目的の有効な達成及び効率的な達成のために、情報を更に活用する必要があるのではないかと判断される。本監査による内部統制の評価において、工事の進捗管理は次のリスクに関連しており、その統制手続は非常に重要なものと判断される。工事台帳等により情報の統一を図ることに加え、内部統制上の観点から、リストによる工事の進捗管理によって工事・手続の遺漏・遅滞を網羅的に管理することが必要である。</p>	<p>工事に係る情報管理につきましては、平成24年度盛岡市公正職務委員会再発防止検討部会で策定した「工事等に係る事務改善計画」において統一的に管理しているところでございますが、ご指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>（道路建設課ほか工事関係課）</p>	<p>● 未措置</p> <p>現在、工事の進捗管理について、道路建設課においてリスト（紙ベース）での試行を実施しているところであり、併せてIT化については、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>（道路建設課ほか工事関係課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
109	<p>指摘事項3-2</p> <p>○ プロセス毎の業務フロー図について</p> <p>盛岡市においても業務フロー図を作成しているが、実際に業務フロー図を業務に適用するに当たっては、プロセス毎に、かつ、より詳細なものが有用であり整備が必要と考える。また、業務フローについては、継続的に見直しを行う必要がある。</p>	<p>プロセス毎の詳細な業務フロー図につきましては、「工事等に係る事務改善計画」の中に各課で作成するよう明示するとともに、継続的に見直しを行い、今般、新たに組織した「工事等に係る事務運営検討委員会」においてチェックを行なっております。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>プロセス毎の詳細な業務フロー図については、各課ごとに業務に応じたフロー図を作成しております。</p> <p>今後も随時見直しを行いながら改善を図ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成 25 年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
113	<p>指摘事項 3-3</p> <p>○ プロセスの分類について</p> <p>工事執行についての一連の業務を、各プロセスから構築される一つのサイクルと捉え、業務段階に応じて各プロセスに分類することによって、概観性・体系性のある内部統制を整備・構築することが必要と考える。また、プロセス分類については、継続的に見直しを行うことが必要である。</p>	<p>プロセスの分類については、プロセスの具体化及び見直し結果に基づき、必要により内部統制の見直しを行い「工事等に係る事務改善計画」に位置づけてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>プロセスの分類については、「工事等に係る事務改善計画」に位置づけを行っております。また、各課のプロセスごとのフロー図については、各課で作成済みです。</p> <p>今後も随時見直しを行いながら改善を図ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
116	<p>指摘事項 3-4</p> <p>○ リスクの抽出について</p> <p>各プロセスにおいて想定されるリスクを検討し抽出することによって、体系的にリスクを識別し、その対応策である内部統制を整備・構築していく必要がある。また、想定されるリスクについては、継続的に見直しを行うことが必要である。</p>	<p>リスクの抽出については、プロセスの具体化及び見直し結果に基づき、必要により内部統制の見直しを行い「工事等に係る事務改善計画」に位置づけてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>リスクの抽出については、「工事等に係る事務改善計画」に位置づけを行っており、リスク発見時にはその都度情報共有を行い、設計検討会でリスク回避のチェック項目として反映させております。</p> <p>今後もリスク抽出とその回避に必要な見直しを行ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成 25 年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
119	<p>指摘事項 3-5</p> <p>○ R1-7 工事リストの管理が不十分となるリスク</p> <p>業務の滞留を防止するためには、リストを「見える」状態にしておくことが肝要である。一つの契約の開始から終了にかけて様々な課や担当者が関わり、また、請負者からの提出書類などの関わりも重要であることから、業務がスムーズに流れるための管理の重要性は高いものと考えられる。工事の時系列的な情報管理、情報の「見える」状態化を確保するために、IT活用による自動化・適時化が必要である。</p>	<p>契約から工事完了までの情報管理につきましては、「工事等に係る事務改善計画」に基づき工事台帳等で管理しておりますが、ご指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>IT化については、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>併せて、IT化の前提となる工事の時系列的な情報管理、情報の「見える」状態化の確保については、現在、道路建設課において、進捗が見えるよう一覧表（紙ベース）による試行を実施しており、今後、効果を検証する予定としております。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
131	<p>指摘事項 3-6</p> <p>○ R2-1 予定されている工事契約が開始されないリスク</p> <p>予算化された工事であっても、用地の買収などが進まない場合に予定された工事が開始されないリスクはある。工事のリストによる管理が必要であると考え。工事の「リスト」による進捗管理により、「予算化された工事が開始されないリスク」に対応する内部統制を構築すべきである。</p>	<p>用地買収の難航等が原因等で予定されている工事が着工されないリスクにつきましては、関係する部課内で協議を行い情報の共有を図っているところですが、ご指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>用地買収の難航等が原因等で予定されている工事が着工されないリスクにつきましては、道路建設課、用地課において用地交渉記録（紙ベース）の合議や随時の協議による情報共有を行っておりますが、併せてIT化についても、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
131	<p>指摘事項 3-7</p> <p>○ R5-1 入札にかけべき契約が随意契約となるリスク</p> <p>随意契約を定めている地方自治法施行令167条の2は抽象的な規定であり、実際に随意契約が可能かどうか判断するためには具体的な規定が必要であるため、随意契約に関する規則を要綱などとして定める必要がある。</p>	<p>平成26年度中を目途として、市の「随意契約のガイドライン」を基に、随意契約に関する運用基準を策定します。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>平成26年度中を目途としている随意契約に関する運用基準の策定については、他都市の規定状況の調査等を踏まえて検討を行っております。</p> <p>(契約検査課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
135	<p>指摘事項3-8</p> <p>○ R5-14総合評価の技術的評価に恣意性が介入するリスク</p> <p>総合評価落札方式と最低制限価格制度の併用は、総合評価落札方式の導入趣旨に反することから、総合評価落札方式において低入札価格調査制度を採用した場合の、失格基準の算定基準を設定する必要がある。</p>	<p>総合評価落札方式において設定している最低制限価格の位置付けを低入札価格調査制度における失格基準であることを実施要領等で明確に定めるとともに、国が現在進めている総合評価落札方式の見直しの動向に沿って、低入札価格調査制度における失格基準の算定基準を再検討し、適正に設定します。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>総合評価落札方式において設定している最低制限価格の位置付けを低入札価格調査制度における失格基準であることを実施要領等で明確に規定しましたが、平成26年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等が改正されたことも踏まえて、失格基準の算定基準について引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>
137	<p>指摘事項3-9</p> <p>○ R5-14総合評価の技術的評価に恣意性が介入するリスク</p> <p>総合評価落札方式（簡易型）の評価に関しては、その評価の過程や理由を記載した個表等を、第三者でも分かるように契約関係書類とともに保管すべきである。</p>	<p>総合評価落札方式に係る評価結果については、これまで工事担当課が契約関係書類とは別に保管している場合もあったことから、契約関係書類と一緒に適切に保管するよう平成26年度早々に通知し、徹底を図ります。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>総合評価落札方式に係る評価結果については、平成26年4月3日付けで契約関係書類と一緒に適切に保管するよう工事担当課に通知し、徹底を図りました。</p> <p>(契約検査課)</p>

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
147	<p>指摘事項3-10</p> <p>○ R11-1工事完了したにも関わらず検査が行われないリスク</p> <p>工事検査が適時に開始されるようにするため、リストによる工事の進捗管理によって工事・手続の遺漏・遅滞を網羅的に管理することが必要である。</p> <p>内部統制上、当該チェックを誰が責任を持って行うかという職務分掌を決めておくということが肝要である。また、「適時」に「見える」を実現するために、ITを利用したシステムの導入を検討すべきである。</p>	<p>速やかな検査体制につきましては、工事指導検査室及び工事担当課相互でチェックし、検査を実施しておりますが、ご指摘を受け、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけ徹底を図るほか、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>速やかな検査体制につきましては、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけを行い、徹底を図っているところです。また、併せてIT化についても、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
149	<p>指摘事項3-11</p> <p>○ R12-1 完了した工事契約の支払がなされないリスク</p> <p>工事契約の支払いが適時になされるようにするために、リストによる工事の進捗管理によって工事・手続の遺漏・遅滞を網羅的に管理することが必要である。</p> <p>内部統制上、当該チェックを誰が責任を持って行うかという職務分掌を決めておくということが肝要である。また、「適時」に「見える」を実現するために、ITを利用したシステムの導入を検討すべきである。</p>	<p>工事検査完了後、工事担当課にてすみやかに支払い手続きを行っておりますが、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけ徹底を図っております。また、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>工事検査完了後、工事担当課による速やかな支払い手続きについては、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけを行い、徹底を図っているところです。また、併せてIT化についても、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
150	<p>指摘事項3-12</p> <p>○ R12-5 正しくない先への支払がなされるリスク</p> <p>工事契約の支払いは登録された支払先口座になされるが、登録に当たってはPDFにされた請求書をもとに登録する場合がある。支払先口座の登録に当たっては、根拠資料の改ざんのリスクに対応するために必ず請求書などの原本を使用する必要がある。</p>	<p>工事検査完了後に支払い書類に請求書の写しを添付しておりますが、改ざん防止のため原本の添付を行うことといたします。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>工事検査完了後の支払い書類については、請求書の原本添付を実施しております。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
150	<p>指摘事項 3-13</p> <p>○ R13-1 工事契約が台帳に計上されないリスク</p> <p>工事台帳の作成は契約手続開始前のすべての予定工事の一覧から始め、網羅的な工事台帳の作成、及び進捗管理をすることが必要である。</p>	<p>年度当初等において予定している工事の一覧及び台帳を作成することと致します。また、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>工事一覧及び台帳の作成については、年度当初等に作成を行い、進捗ごとの記入と確認を行い進捗状況の把握をしておりますが、併せてIT化についても、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
151	<p>指摘事項 3-14</p> <p>○ R13-2 工事台帳への計上が誤るリスク</p> <p>工事台帳への計上誤りを防止し、正確な工事台帳を作成するために、規則等を定め内部統制を確立することが必要である。</p>	<p>工事管理については、複数の担当者で行うとしており、工事台帳への計上についても相互に確認を行うこととしておりますが、「工事等に係る事務改善計画」に正確な工事台帳を作成するよう必要な項目を位置付け徹底を図ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>工事管理については、「工事等に係る事務改善計画」に正確な工事台帳を作成するよう必要な項目の位置づけを行っており、責任者である課長による確認を随時行っております。今後も徹底を図ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
151	<p>指摘事項3-15</p> <p>○ R13-3 架空の工事が計上されるリスク</p> <p>工事台帳への架空の工事が計上されることを防止し、虚偽のない工事台帳を作成するために、規則等を定め内部統制を確立することが必要である。</p>	<p>「工事等に係る事務改善計画」に正確な工事台帳を作成するよう必要な項目を位置付け徹底を図ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>工事台帳への架空の工事が計上されることを防ぐため、「工事等に係る事務改善計画」に正確な工事台帳を作成するよう必要な項目の位置付けを行い、責任者である課長による確認を随時実施しております。今後も徹底を図ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成 25 年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p>意見 3-1</p> <p>○ ジョブローテーションについて</p> <p>職員間の馴れ合いや業者との癒着を防ぐために一定期間でのジョブローテーションは必要であるが、合わせて、職員の技術力の低下を防ぐ人事システム制度の運用が必要と考えられる。</p>	<p>異動対象となる勤続年数は、新採用職員はおおむね3年、その他の職員はおおむね5年としておりますが、特に専門性が求められる分野については、職員の異動により各課等の業務に支障が生じないよう、異動期間について柔軟に対応しております。</p> <p>また、「人を活かす人事システム」に基づく業務遂行支援制度の運用により、職員と所属長の面談を通じ、個々の職員のモチベーションの向上を図り、組織としてのパフォーマンスを向上させることとしているほか、研修機関への派遣研修を実施することにより、専門的知識の習得に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>人事異動については、人事異動方針を定め、異動対象となる勤続年数を、新採用職員はおおむね3年、その他の職員はおおむね5年とし、特に専門性が求められる分野については、職員の異動により各課等の業務に支障が生じないよう、異動期間について柔軟に対応しております。</p> <p>また、個々の職員のモチベーションの向上を図り、組織としてのパフォーマンスを向上させるため、「人を活かす人事システム」に基づく業務遂行支援制度の運用により、職員と所属長の面談を実施したほか、専門的知識の習得に研修機関への派遣研修も実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p>意見3-2</p> <p>○ 外部への業務委託や外部によるチェックについて</p> <p>業務の外部化は、職員間の馴れ合いや業者との癒着などに対して有効であるが、コストの問題が伴うため、費用対効果を意識した判断が必要である。</p>	<p>今後とも、設計積算の外部委託等につきましては、費用対効果を意識し、「工事等に係る事務改善計画」に位置づけられている「設計内容検討会」等で検討を行ないながら判断してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>設計積算業務の外部委託等につきましては、「工事等に係る事務改善計画」に位置づけられている「設計内容検討会」等で、費用対効果を意識しながら、検討を行い、判断しております。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
107	<p>意見3-3</p> <p>○ 取締役会及び倫理観、並びに経営者の意向及び姿勢</p> <p>盛岡市入札等監視委員会の設置根拠である「盛岡市入札等監視委員会設置要綱」をホームページで公表することについて検討することが望ましい。</p>	<p>「盛岡市入札等監視委員会設置要綱」をホームページで公表しました。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>平成25年度中に措置済みです。</p> <p>(契約検査課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成 25 年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
117	<p>意見 3-4</p> <p>○ R 1-2 予算と予定価格が乖離するリスク</p> <p>予算と予定価格の乖離については、乖離原因の事後分析などにより抑止効果が期待できると考えられることから対応策の検討が必要である。</p>	<p>予算と予定価格の乖離原因については、「設計内容検討会」等において分析を行い、乖離を少なくするよう努めてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>予算と予定価格の乖離原因については、今後も「設計内容検討会」等において分析を行い、乖離を少なくするよう努めてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
122	<p>意見 3-5</p> <p>○ R 4-2 最低制限価格の設定を誤るリスク</p> <p>最低制限価格の計算にはエクセルが使用されており、正確性などの確保に支障が生じる可能性があるため、十分な管理を行う必要がある。</p>	<p>最低制限価格の設定については、2人で相互に入力確認や検算などのチェックを行い、担当以外の者が改ざんできないようにパスワードを設定しており、引き続き誤謬・不正変更防止などの管理を行ってまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>誤謬・不正変更防止などの管理を行うため、最低制限価格の設定については、2人で相互に入力確認や検算などのチェックを行うこととし、計算用ファイルに担当以外の者が改ざんできないようにパスワードを設定して運用しています。</p> <p>(契約検査課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成 25 年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
132	<p>意見 3-6</p> <p>○ R5-2 予定価格・最低制限価格が漏洩し、入札に不公正がきたされるリスク</p> <p>予定価格の漏洩を防止するためには、職員の倫理観の醸成、担当の定期異動のほか、漏洩してはならない情報のランク付けを導入することも有効な手段である。</p>	<p>予定価格・最低制限価格情報は、漏洩してはならない最重要機密情報としており、引き続き漏洩防止に努めてまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>サービスミーティングや他都市の事例情報の共有により職員の倫理観の醸成を図り、予定価格・最低制限価格情報は、漏洩してはならない最重要機密情報であることの意識徹底を図るなど、漏洩防止に努めております。</p> <p>(契約検査課)</p>
134	<p>意見 3-7</p> <p>○ R5-10 技術的能力に劣る業者が入札に参加するリスク</p> <p>業者の基本情報や格付情報は、特に管理に注意を要するマスター情報であり、正確性の担保のため、当該登録情報の定期的な変更履歴チェックが必要と考えられる。</p>	<p>業者マスターの変更については、変更の稟議書により決裁を受けた後、マスターを変更し、変更届の提出業者に格付変更等の通知をしておりますが、定期的に変更履歴チェックを行ってまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>業者マスターの変更については、変更の稟議書により決裁を受けた後、マスターを変更し、変更届の提出業者に格付変更等の通知をしております。引き続き定期的に変更履歴チェックを行ってまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
138	<p>意見3-8</p> <p>○ R5-14総合評価の技術的評価に恣意性が介入するリスク</p> <p>盛岡市財務規則には総合評価落札方式に関する規定がないため、財務規則のような上位の規則で規定することの要否を検討することが望ましいと考える。</p>	<p>総合評価落札方式競争入札は、一般競争入札の規定で対応可能と考えておりますが、他都市における状況について、調査、研究を進めて検討してまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>総合評価落札方式競争入札は、一般競争入札の規定で対応可能と考えておりますが、他都市における状況について、調査、研究を進めているほか、平成26年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等が改正されたことも踏まえて、継続して検討を進めてまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>
139	<p>意見3-9</p> <p>○ R5-15総合評価の計算ミスが生じるリスク</p> <p>総合評価落札方式における技術評価点、個別評価点、及び総合評価点の計算にはエクセルが使用されており、誤謬・不正による変更などを防止するためにシステム構築あるいはパスワード管理などによる対応が必要と考えられる。</p>	<p>評価点計算における表計算ソフト使用においては、平成26年度から、担当以外の者が編集できないようパスワードを設定し、相互チェックを行うなどの対応を図り、誤謬・不正による変更などを防止してまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>評価点計算における表計算ソフト使用について、平成26年度から、担当以外の者が編集できないようパスワードを設定し、相互チェックを行うなどの対応を図っており、本措置に基づき継続して誤謬・不正による変更などを防止してまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
139	<p>意見3-10</p> <p>○ R5-16随意契約において、業者の選定に恣意性が介入するリスク</p> <p>やむを得ない理由で随意契約を採る場合であっても、事後的にその客観性を担保するために、その理由について盛岡市入札等監視委員会にかけるなどの事後的なチェックが必要と考えられる。</p>	<p>随意契約理由は、落札決定後に市のホームページで公表しておりますし、盛岡市入札等監視委員会の審議対象としております。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>平成25年度中に措置済みです。</p> <p>(契約検査課)</p>
140	<p>意見3-11</p> <p>○ R5-17随意契約において、価格決定で競争性が阻害されるリスク</p> <p>随意契約における設計価格などを決定する場合には、その設計・積算に高度な専門的な知識などが必要となるときがあるため、設計・積算の外部委託することの適当性、要件などを検討する必要があると考えられる。</p>	<p>随意契約に係る設計・積算の外部委託については、高度に専門的なため標準的な積算方法が無い工事などについて、委託することの適当性を検討してまいります。</p> <p>(契約検査課，工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>随意契約に係る設計・積算の外部委託については、高度に専門的なため標準的な積算方法が無い工事などについて、委託することの適当性を検討しております。</p> <p>(契約検査課，工事関係課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
140	<p>意見3-12</p> <p>○ R6-1入札にかけるべき契約が課内契約となるリスク</p> <p>担当課に契約の権限が与えられている130万円未満の随意契約（課内契約）については、その妥当性のチェックのために、他の独立した課による事後的なチェックを導入することが必要と考えられる。</p>	<p>課内契約については、平成25年度から、契約後遅滞なく契約検査課へ工事件名等を報告することとしておりましたが、26年度から、報告内容を充実させ、チェック機能を強化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>課内契約については、平成25年度から行っている契約検査課への工事件名等の報告に合わせ、26年度からは工事概要書、図面、写真等も報告対象とし、チェック機能を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(契約検査課)</p>
142	<p>意見3-13</p> <p>○ R6-5分割発注により入札を免れるリスク</p> <p>130万円以上の契約を分割することによって、担当課に契約の権限がある130万円未満の随意契約（課内契約）とすることを防止するために、他の責任のある課に課内契約に関して報告することが必要と考えられる。</p>	<p>課内契約については、平成25年度から、契約後遅滞なく契約検査課へ工事件名等を報告することとしておりましたが、26年度から、報告内容を充実させ、チェック機能を強化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>課内契約については、平成25年度から行っている契約検査課への工事件名等の報告に合わせ、26年度からは工事概要書、図面、写真等も報告対象とし、チェック機能を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(契約検査課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成 25 年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
143	<p>意見 3-14</p> <p>○ R7-1 契約された工事が着工されないリスク</p> <p>工事着工届が受注者から適時に届けられ、予定通りに工事が着工されているかどうか進捗管理をするために、工事の進捗状況を一覧管理できるシステムの導入を検討するべきと考える。</p>	<p>工事の着工につきましては、これまでも担当者による現場の状況把握等で確認しているところでございますが、今回の指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>● 未措置</p> <p>工事の着工につきましては、「工事等に係る事務改善計画」に現場調査による着工状況確認と設計内容の確実な履行を行うことを明記し位置づけており、担当者等による現場状況把握を行っております。</p> <p>また、道路建設課において、リスト(紙ベース)での進捗管理を試行し「見える化」を図っております。</p> <p>併せてIT化についても、他都市事例の調査を行っており、その中でシステムの内容や費用を参考に分析を行い、活用を検討しているところです。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成25年度）

テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
143	<p>意見3-15</p> <p>○ R7-3 契約内容と異なる工事が着工されるリスク</p> <p>契約内容と異なる工事が着工されるリスクを低減するために、工事の着工段階における監督者による現場視察をリスク対応手続として明確に位置付けることが必要と考える。</p>	<p>工事の着工につきましては、これまでも担当者による現場の状況把握等で確認しているところでございますが、「工事等に係る事務改善計画」に位置づけてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>工事の着工につきましては、「工事等に係る事務改善計画」に現場調査による着工状況確認と設計内容の確実な履行を行うことを明記し、位置づけております。</p> <p>今後も契約内容と異なる工事が着工されることのないよう、現場調査の徹底を行ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>
146	<p>意見3-16</p> <p>○ R10-1 正規の変更プロセスによるべき変更契約が課内で行われるリスク</p> <p>変更により130万円を超える変更契約については、契約検査課による契約となるが、130万円を超えない変更契約については、工事担当課による契約（課内契約）となっていることから、その妥当性のチェックのために、他の独立した課による事後的なチェックを導入することが必要と考えられる。</p>	<p>課内契約の変更につきましては、意見3-12、3-13での当初契約を契約検査課へ報告することと同様に、平成26年度から、変更契約の際にも報告することとします。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>○ 措置済</p> <p>課内契約の変更につきましては、意見3-12、3-13での当初契約を契約検査課へ報告することと同様に、平成26年度から、変更契約の際にも報告することとしチェック機能を強化しました。</p> <p>(契約検査課)</p>